

# 広報 くろたき

平成 26 年度分の村県民税の申告について … 6

- 議会だより … 2
- 大字区長紹介 … 2
- 村内の企業を支援します … 2
- 村の話題 … 2
- 黒滝村職員の給与などの概要 … 4
- 健康づくり情報 … 8



# 議会

## 議会活動状況

1月

- 10日 ● 奈人推協第3回理事会
- 12日 ● 村消防団出初式
- 16日 ● 県消防協会吉野支部連合 出初式
- 17日 ● 区長会
- 19日 ● 陳情による上京（20日）
- 21日 ● 第4回東アジア 出初式
- 25日 ● 郡人推協ブロック別人権 教育推進講座
- 27日 ● 月例出納監査
- 31日 ● (株)森物語村との懇談会

## 大字区長紹介

一年間お世話になる区長さんを紹介いたします。(敬称略)

- 笠木 中前 政明(会長)
- 桂原 橋本 正博
- 長瀬 吉村 利明
- 御吉野 上北 康雄
- 堂原 花岡 初男
- 寺戸 吉田 昌史
- 中戸 近藤 博昭
- 赤滝 中井 龍彦(副会長)
- 脇川 東 敏成
- 榎尾 橋本 正則
- 鳥住 乾 邦彦
- 栗飯谷 中村 隆昭



## 村内の企業を

### 支援します

黒滝村雇用対策事業補助金交付要綱が施行されました。新規労働者を正規雇用された村内の事業主に対し、補助金を交付します。

◆補助額  
労働者1人につき30万円

◆補助対象者

○村内に事業所を有する中小企業または小規模事業の事業主(個人事業主は村内に住所を有する者)で、新規労働者を6ヶ月以上正規雇用されている事業所。

○公務等(郵便局、国・県関係の機関)及び農協、商工会

議所、森林組合などの公共的団体等は対象になりません。

◆お問合せ先 総務課

## 新たな気持ちで決意を固く!

### 『黒滝村消防団出初式』

1月12日(日)、新春恒例の平成26年黒滝村消防団出初式が黒滝村農林トレーニングセンターにおいて、中井団長以下73名が参加し、優良団員の表彰や来賓の方々からの激励に続き、消防車による放水が盛大に行われました。

また、16日(木)には、川上村において奈良県消防協会吉野支部連合出初式が行われ、当村から団長以下21名が参加しました。両日、優良団員として数々の表彰を受賞されましたのでご披露いたします。今後とも使命達成のため、ますますのご活躍を期待いたします。



◀中井団長より挨拶



## 優良団員表彰

### ●奈良県知事表彰

- 東部分団 部長 井上 忠彦
- 中央分団 団員 近藤美智雄

### ●奈良県消防協会長表彰

- 本部 団長 中井 一郎

### ●奈良県消防協会吉野支部長表彰

- 役場 団員 阪口 稔一
- 役場 団員 上中 久利
- 東部分団 団員 杉本 修一
- 役場 団員 中東 淳

### ●中吉野警察署長表彰

- 中央分団 班長 藤井 武
- 東部分団 団員 平田 惠三
- 東部分団 団員 杉本 篤彦

### ●中吉野警察署長 勤続30年特別表彰

- 西部分団 分団長 小田 栄男

### ●村長表彰(勤続20年)

- 西部分団 団員 平岩 晃
- 東部分団 団員 山本 智也
- 西部分団 団員 中本 年生

### ●日本消防協会会長表彰(家族表彰)

- 本部 副団長 阪中 隆一
- 中央分団 団員 阪中 郁也
- 中央分団 団員 阪中 智也
- 中央分団 部長 甲村 未弘
- 中央分団 団員 西谷 将太
- 中央分団 団員 甲村 健太

【敬称略・順不同】

## 村の話題

## 記念切手贈呈

昨年は消防団120周年・自治体消防65周年の年にあたり、記念切手が発行されました。それに伴い、日本郵便株式会社近畿支社より近畿2府4県の消防団に記念切手シートが贈呈される事となり、黒滝村消防団にも贈呈が行われました。ご厚意に対し厚く御礼申し上げます。

▼北村黒滝郵便局長より記念切手シートの贈呈を受ける中井団長・阪中副団長・阪口副団長



# 黒滝村職員の給与などの概要

本村の職員の給与については、村の財政状況を踏まえて国家公務員給与に準じて対応しています。

職員の定員についても黒滝村定員適正化計画に基づき、社会経済情勢や住民ニーズの変化に対応した職員配置を行いつつ、事務事業の見直しなどを踏まえて適正化に努めています。

村民の皆さまに職員給与・定員の実態を正しく知っていただくため、その概要を公表します。

## (1) 人件費の状況 (一般会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率	23年度の人件費率 (参考)
24年度	849人 (25.3.31現在)	1,488,609千円	72,344千円	289,694千円	19.46%	19.15%

(注) 1. 平成24年度の歳出額に対する人件費の割合です。  
2. 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

## (2) 職員給与費の状況 (一般会計予算・特別職は除く)

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たりの給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
25年度	36人	119,243千円	31,677千円	42,046千円	192,966千円	5,675千円

(注) 1. 職員数は一般会計に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員、臨時又は非常勤職員を含んだものです。職員手当には、退職手当を含みません。  
2. 職員数は平成25年4月1日現在の人数です。

## (3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
黒滝村	309,765円	346,625円	42.5歳	232,900円	255,350円	44.0歳
国	307,220円	376,257円	43.1歳	272,119円	309,534円	49.9歳

(注) 給料とは各種手当などを含まない基本給のこと。給与とは給料に扶養手当、通勤手当、住居手当などの各種手当を加えた額です。数値は平成25年度地方公務員給与実態調査に基づきます。

## (4) 職員の初任給の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	学歴	黒滝村	国
		決定初任給	決定初任給
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円

## (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数		
		5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満
一般行政職	大学卒	192,800円	279,100円	308,557円
	高校卒	185,800円	233,150円	—
技能労務職	大学卒	—	—	—
	高校卒	—	225,400円	—

(注) 数値は平成25年度地方公務員給与実態調査に基づきます。

## (6) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	計
	標準的な職務内容	主事補・主事	係長・課長補佐	課長補佐・課長	課長・参事	
職員数	0人	6人	12人	6人	3人	27人
構成比	0.0%	22.2%	44.4%	22.2%	11.1%	100%
参考	1年前の構成比	3.4%	17.2%	51.7%	20.7%	100%
	5年前の構成比	3.6%	21.4%	46.4%	17.9%	100%

(注) 1. 黒滝村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。(税務職等を除いた一般行政職の職員数)  
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

## (7) 昇給期間短縮の状況

区分	全職員	
	職員数 (A)	職員数 (B)
23年度	普通昇給期間 (12~24月) を短縮して昇給した職員数 (B)	0人
	比率 (B/A)	0.0%
	職員数 (A)	37人
24年度	普通昇給期間 (12~24月) を短縮して昇給した職員数 (B)	0人
	比率 (B/A)	0.0%
	職員数 (A)	37人

## (8) 職員手当の状況 (平成24年度一般会計)

区分	黒滝村			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
期末手当	6月期	1.25月分	0.70月分	6月期	1.25月分	0.70月分
	12月期	1.50月分	0.70月分	12月期	1.50月分	0.70月分
計	2.75月分	1.40月分		2.75月分	1.40月分	
退職手当	(支給率)			(支給率)		
	自己都合	勤続20年	勤続25年	自己都合	勤続20年	勤続25年
	23.50月分	33.50月分	47.50月分	23.50月分	33.50月分	47.50月分
	30.55月分	41.34月分	59.28月分	30.55月分	41.34月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
	その他の加算措置	国に同じ		その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (2~20%加算)	

## その他の手当 (平成25年4月1日現在)

区分	内容 (1月毎の支給金額)	国の制度との異同	
扶養手当	・配偶者	13,000円	同じ
	・扶養親族1人当たり	6,500円	
	・扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の扶養家族	6,500円	
	・配偶者がいない場合の1人目の扶養親族	11,000円	
住居手当	・借家・借間居住者最高支給限度	27,000円	同じ
	・交通機関利用者	55,000円	同じ
通勤手当	・自動車等使用者	24,500円	
	・2km以上で5kmごとに13段階の区分 (最高支給限度額)		
管理職手当	・参事職 給料月額の10/100 ・課長職 給料月額の8/100 ・課長補佐職 給料月額の6/100	異なる	
教員特別手当	・給料月額の2/100 (教育職 (教諭))		

## (10) 定員の状況・部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

区分	部門	職員数			対前年増減数		
		平成23年	平成24年	平成25年	平成23年	平成24年	平成25年
一般行政部門	議会	1	1	1			
	総務	9	8	8		▲1	
	税務	3	3	3			
	農水	2	2	2			
	商工	1	2	1		1	▲1
	土木	4	4	4	1		
	民生	2	2	2	▲1		
	衛生	3	3	3	1		
	小計	25	25	24	1	—	▲1
	特別行政部門	教育	11	11	12	▲2	
小計	11	11	12	▲2	—	1	
普通会計	計	36	36	36	▲1	—	—
公営企業等 会計部門	病院	4	2	3	1	▲2	1
	水道	1	1	1			
	その他	2	2	2			
	小計	7	5	6	1	▲2	1
合計		43	41	42	—	▲2	1

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員、臨時又は非常勤職員を含んだものです。尚、これらの数値は平成25年度総務省地方公共団体定員管理調査に基づいたものです。

## 時間外勤務手当 (一般会計決算)

区分	支給総額	支給年額
23年度	3,549千円	131千円
24年度	2,137千円	79千円

## 特殊勤務手当 (平成24年度一般会計決算)

区分	全職種
職員全体に占める 手当支給職員の割合	0%
支給対象職員1人当たり 平均支給年額	—円
手当の種類	感染症防疫作業従事 行旅死亡人処理作業従事 行旅病人取扱作業従事

## (9) 特別職の報酬等の状況 (平成26年1月1日現在)

区分	給料月額	期末手当 (23年支給割合)
給料	240,000円	6月期 1.45月分
副村長	460,000円	12月期 1.50月分
教育長	420,000円	計 2.95月分
報	240,000円	6月期 1.40月分
副議長	180,000円	12月期 1.50月分
議議員	170,000円	計 2.90月分

# 平成26年度分の村県民税の申告について

平成26年度分の村県民税の申告の時期が近づきました。村県民税は、昨年1年間（1月から12月まで）の所得金額の申告をもとに、村や県に納める税金の額が決定され、翌年度に納税していただく仕組みになっています。申告の際は、次の事項にご留意いただき、ご理解とご協力をお願いします。

## ◆申告が必要な方

- ① 平成26年1月1日現在、黒滝村に住所があり、次の項目のいずれかに該当する方。
- ② 1月から申告書が届いた方（申告書は、2月中旬に発送します。）
- ③ 税務署に所得税の確定申告をしない方（昨年中に所得がなかった方も村内に居住する方の扶養家族でなければ村県民税の申告は必要です。）
- ④ 収入が給与所得だけで、勤務先から給与支払報告書が役場に提出されていない方
- ⑤ ※村県民税の申告は、所得税の申告と異なり、所得の多少にかかわらず申告をしていただく必要があります。
- ⑥ ◆申告の受付期間について  
申告の受付期間は、平成26年3月17日（月）までです。

## ◆申告の時用意していただくもの

1. 配付された申告書
2. 印鑑（朱肉を使用するもの）
3. 収入金額と必要経費のわかるもの
- ① 給与や年金の受給者・・・源泉徴収票や勤務先から発行された給与や賃金の支払証明書など
- ② 営業等、不動産所得者・・・収入金額と必要経費のわかる帳簿や領収書など
4. 各種所得控除を証明できるもの
- ① 社会保険料（国民年金掛金、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、社会保険料）の領収書や証明書など支払金額のわかるもの。
- ② 生命保険料、地震保険料、旧損害（長期）保険料の支払証明書
- ③ 医療費控除を受ける方は、その領収書及び保険金などで補てんされる金額のわかるもの。
- ④ 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳など。
- ⑤ 勤労学生控除を受ける方は、学生証など。
- ⑥ 配偶者控除や扶養控除を受ける方で、対象の方に所得や障害がある方は、それを証するもの。（その方の源泉徴収票や身体障害者手帳など。）

- ⑦ 税金の還付または引き落としの口座番号のわかる預貯金通帳
5. 平成25年中に日本赤十字社や地方自治体等に寄附された方は、その領収書。

（東日本大震災等への義援金については今年も引き続き対象となります。但し、一部対象外もあります。）

◆今回より対象が拡充され、住民の福祉増進に寄与する寄附金として社会福祉法人や認定NPO法人等への寄附も控除が受けられます。但し、一部対象外もありますので、詳しくはお問い合わせください。

※寄附金のうち、2千円を超える部分については、一定額が税額控除されます。6. 平成23年の災害による損失を昨年申告し、雑損控除の適用を受けられた方で、損失額をその年の所得金額から控除しきれなかった場合は、以後3年間繰り越して控除することができません。

## ◆申告しなかったら・・・

申告期限までに申告しなかった場合、臨時福祉給付金の調査対象にならないことや、国民健康保険税や介護保険料・後期高齢者医療保険料が正しく算定されなかったり、各種申請・手続きに必要な所得証明書や課税証明書が発行できないなどの不都合が生じることがありますので、期間内に忘れずに

申告しましょう。

## ◆村からのお願い

医療費控除を受ける方は、支払領収書の合計を各個人ごと、または各病院ごとにあらかじめ計算しておいてください。

## ◆お問合せ先 住民課

## 消費税が改正 されました

4月1日から消費税（地方消費税を含む）の税率が8%に引上げられます。

詳しくは、国税庁ホームページの特集ページや税務署に備付けのリーフレットをご確認ください。  
※「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」の特集ページの掲載場所及びURLは、次のとおりです。

## ◆掲載場所

国税庁ホームページ ホーム↓  
（トピックス欄）「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」  
URL：http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjo/pamph/shohi/kaisei/201304.htm

## 国民年金保険料の納付は、 便利・安心・確実な 口座振替で！

### 口座振替で！

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？「忙しくて・・・」、「つい、うっかり・・・」といった理由でも保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金額が減額されたり、受けられなくなったりします。また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。そこで、国民年金保険料の納付には、便利で安心、確実な口座振替をおすすめします。

口座振替は、全国の銀行・郵便局・

農協・漁協・信用金庫・信用組合・労働金庫でご利用できます。申し込みの際は、年金事務所や金融機関に備え付けの申出書に必要な事項を記入して、口座振替を希望される金融機関等の窓口へ提出してください。詳しくは、お問い合わせください。

## ◆お問合せ先

○大和高田年金事務所 国民年金課

☎0745・22・3531

○保健福祉課

# お知らせ

## 消費者生活相談窓口開設

- ◆日時 毎週火曜日  
（祝日は除く）  
午後1時～4時
- ◆場所 大淀町役場  
1階相談コーナー  
（1月～3月）
- ☎0747・52・5501
- ◆相談料 無料
- ◆主催 吉野郡消費者生活  
実践連絡協議会
- ◆お問合せ先 住民課

## 自衛官募集

- ◆募集種目 自衛官候補生  
（陸上・航空のみ）
- ※3・4月入隊予定

- ◆受験資格 採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の男子
- ◆試験日 2月18日（火）
- ◆場所 航空自衛隊奈良基地  
（奈良市法華寺町1578）
- ◆試験科目 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査、身体検査
- ※詳細はお問い合わせください。
- ◆お問合せ先 自衛隊奈良  
地方協力本部  
五條地域事務所  
〒637・0004  
五條市今井5・1・12  
サンタウン2階  
☎0747・22・3789  
（FAX兼用）

## 耳に関する講演会と 無料相談

- ◆日時 2月27日（木）  
午後2時～4時
- ◆場所 奈良県中小企業会館  
4階大会議室  
（奈良市登大路町38・1）
- ◆内容  
①講演「耳の病気と補聴器、人工内耳どうしたら聞こえる？」（要約筆記を行います。）



- ②無料相談（耳をはじめ耳鼻咽喉科全般に関する相談）
- ◆担当医師 耳鼻咽喉科専門医  
※事前予約は不要です。当日、会場にて聴力検査及び補聴器の相談も行う予定です。
- ◆お問合せ先 奈良県医師会  
耳鼻咽喉科部会  
☎0744・22・8502

## 税等の納期 2月28日（金）

住民税	第4期
国民健康保険税	第8期
介護保険料	第8期
後期高齢者医療保険料	第8期

忘れずに納付しましょう！

すくすく相談

- ◆対象 乳幼児とその保護者
- ◆日時 2月10日(月) 午後1時10分～30分
- ◆場所 診療所
- ◆内容 身体測定、育児相談
- ◆持ち物 母子健康手帳
- ◆お問合せ先 保健福祉課

患者サロンよしの

がん患者や患者家族同士が悩みや不安を語り合うことができる場です。今回は、認定看護師による化学療法についての講演会も開催します。無料で参加できますので、お気軽にお越しください。

- ◆対象 県内在住のがん患者、その家族

◆日時 3月14日(金) 午後1時30分～4時

◆場所 吉野保健所2階大会議室

◆内容

- ①講演会「がんと化学療法の副作用」
- ②交流会(がん患者、家族同士で情報交換)

◆定員 先着30名(定員をこえた場合のみ通知します。)

◆お申込み・お問合せ先

吉野保健所 母子・健康推進係  
〒638-0045

下市町新住15-3  
☎0747-64-8134

FAX 0747-52-7259

※FAXまたは郵送で住所、氏名、電話番号、参加人数を記入後、送付してください。

かびんせいちようしょうこうぐん 過敏性腸症候群

職場などで緊張する場面において、お腹が痛くなり、下痢や便秘となることはありませんか？ それは現代社会のストレスによって増加している過敏性腸症候群という病気かもしれません。

そもそも腸と脳には密接な関係があり、脳が不安やストレスを感じると、その信号が腸に伝わって影響が出るわけですが、過敏に伝わることで腹痛や膨満感等の腹部症状や下痢、便秘等の便通異常を引き起こします。特徴としては、身体的には異常が無いこと、排便後には腹痛等の症状が軽くなることや慢性的に繰り返していること等が挙げられます。

奈良県医師会



3月1日～7日 春季全国火災予防運動

統一標語 『消すまでは 心の警報 ONのまま』

火災が発生しやすい時季を迎えますので、火気の取扱いには十分注意しましょう。

◆住宅防火のいちを守る7つのポイント【3つの習慣・4つの対策】

- 3つの習慣
  - ・寝タバコは、絶対やめる。
  - ・ストーブは、燃えやすい物から離れた位置で使用する。
  - ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 4つの対策
  - ・逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**などを設置する。
  - ・寝具や衣類からの火災を防ぐために、**防災製品**などを使用する。
  - ・火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**などを備える。
  - ・お年寄りや体の不自由な人を守るため、**隣近所の協力体制**をつくる。

◆お問合せ先

- 中吉野広域消防組合消防本部 ☎52-1199
- 下市消防署黒滝出張所 ☎62-2299

図書室だより

中央公民館図書コーナーには約5,300冊の本があります。あなたの探している本もあるかもしれませんので、どしどしご利用ください。

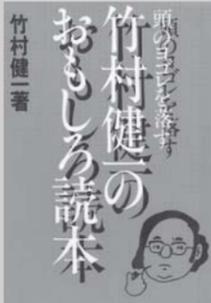
- 貸し出し日 月～金曜日(祝日は休み)
- 貸し出し期間 2週間
- ※ただし、それ以上になる場合は教育委員会へ、連絡してください。

■今月のおすすめ

(実用書) 頭のヨゴレを落す 竹村健一  
おもしろ読本 / 竹村健一

楽しみながら頭のヨゴレがどんどんとれる  
▶企業の行きづまりはどうしたら防げるか▶新製品はどのように開発すべきか▶どうすれば盲点を発見できるか▶なぜこだわる雑誌が売れているのか▶誰がアイスクリーム最中を発明したのか▶つらい仕事を楽しくするにはどうしたらいいか▶いいアイデアを出すには何がいちばん必要か——など187のテーマで固定観念をぶち破る。

- (小説) 暴力恋愛 / 雨宮処凛
- (趣味) 古典落語名作選 / 富田宏編
- (絵本) ゆきおとこのバカンス / 作・絵 白鳥洋一



てんいち先生



黒滝村人権・同和問題啓発推進本部

毎月11日は【人権を確かめあう日】です

人権とは、人間が幸せに生きていく権利です。すべての人間が生まれながらに持っている基本的な権利です。

人口・世帯数 (1月1日現在)	
男	387人 (-1)
女	447人 (±0)
計	834人 (-1)
世帯	391世帯 (±0)

### 村の施設の電話番号 市外局番 (0747)

役場	62-2031
IP電話【050-5000-6200 ~ 6203】	
防災無線電話音声対応サービス (専用ダイヤル)	62-9010
教育委員会	62-2314
IP電話【050-5004-6128】	
診療所	62-2747
IP電話【050-5000-6129】	
歯科診療所	62-2621
デイサービスセンター (社会福祉協議会)	62-2850
IP電話【050-5000-6127】	
こもれびホール	62-2280
黒滝駐在所	62-2034
観光施設に関することは、 観光施設指定管理者 (株)黒滝森物語村	62-2770
IP電話【050-5005-1865】	

### くろたきテレビ 11chで放映中

11chでは、村からの様々なお知らせを掲載していますので、ぜひご視聴ください。



・勤労を尊び、産業の振興に努め、未来を拓く活力ある村をつくりましょう。  
・長寿のよろこびをみんなを支え、健康で生きがいのもてる福祉の村をつくりましょう。

## 本人通知制度が 4月1日(火)から始まります

この制度は、本人の代理人や第三者からの請求で、住民票の写しや戸籍謄本などを代理人などに交付したとき、事前に登録した方に交付の事実を通知する制度で、これにより、住民票などの不正請求及び不正取得による個人の権利侵害に対し、抑止力を持たせる効果が期待できます。

◆登録できる方 黒滝村の住民基本台帳に記録されている方、または戸籍に記載されている方。(除かれた方も可能です)

◆登録に必要なもの 本人確認書類(運転免許証・パスポートなど) ※委任状による代理人申請や郵便申請も可能です。

◆事前登録開始日 2月3日(月)から受付を開始します。

◆お問合せ・登録窓口 住民課

## 自動車の各種手続きはお早めに!

毎年3月末は、決算期や自動車税の賦課期日の終期等による影響を受け、自動車の検査・登録の各種申請が窓口集中します。特に、来年4月より消費税が改正されるため、窓口が大変混み合うことが予想されますので、申請手続きをお早めにお願ひします。

この時期に申請されますと、皆さま方には長時間お待ちいただくなど大変ご迷惑をおかけすることとなります。

このような状況を緩和するため、自動車の移転登録(名義変更)や抹消登録(廃車)等の各種手続きは、できるだけ早期に済まされるようお願いいたします。登録の手続き案内は、

ヘルプデスク ☎050-5540-2063  
(音声またはFAXサービス)により24時間行っています。

また、近畿運輸局ホームページ「<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/>」で、各種手続き案内を掲載していますのでご利用ください。

◆お問合せ先 住民課

## 善意銀行 (1月20日受理分まで)

皆さまの善意に対して心から感謝申し上げます。

上北 壽子 様(御吉野) 子育て支援に役立つように 2万円  
近藤 千代 様(中戸) 亡父九兵衛さん満中陰粗供養として 5万円

## 黒滝村村民憲章

わたくしたちは、黒滝村のよさを活かし、先人の努力に学び、知恵と心を結集し、明るく豊かで活力ある村づくりをめざしてこの憲章を制定します。

・豊かな自然をまもり、より住み良い生活環境づくりに努め、めうるおいとやすらぎのある村をつくりましょう。

・互いの人権を尊重しあい、やさしさとあたたかさにみちた村をつくりましょう。

・郷土の文化遺産を大切に、若い力をはぐくみ、生涯学習のふくらむ村をつくりましょう。

・勤労を尊び、産業の振興に努め、未来を拓く活力ある村をつくりましょう。

・長寿のよろこびをみんなを支え、健康で生きがいのもてる福祉の村をつくりましょう。